

神山町合併前5カ村の特別職等について

—特に明治以降の三役給の変遷について—

史学班（徳島史学会） 西田素康¹⁾

1. はじめに

神山町農村環境改善センター2階の町史編さん室倉庫には、昭和30年（1955）3月神山町町制施行以前の旧5カ村、すなわち阿野・鬼籠野・神領・下分上山・上分上山の各村議会議事録、決議書、予算書、決算書、委員会議事録などの公文書が保存されており、それはあたかも神山近代史および現代史研究の宝の山ともいうべきものである。もちろん近世古文書も、粟飯原家文書はじめ数多く保管されている。それらの重要記録は簿冊として整理され、大型段ボール箱に12箱を数える。その膨大な簿冊は、下の写真2枚で全容が理解していただけたらと思うが、参考までに簿冊の内訳を次に挙げておく。

○阿野村（4箱）

1. 明治22～29, 明治39～44, 昭和6～8, 昭和17～18, 昭和20～21, 昭和28～29.
2. 大正3～6, 昭和19～21, 昭和25～27, 昭和13～14, 昭和15～21.
3. 明治45, 大正2～7, 昭和4～5, 昭和9～11, 昭和23～27.
4. 昭和2, 3, 15, 22.

○鬼籠野村（3箱）

1. 明治22～32, 明治34～45, 大正2～3, 大正7～8.
2. 明治41～44, 明治36, 37, 39, 大正9～12, 昭和23, 昭和25～29.
3. 大正4～7, 大正13～15, 昭和2～4, 昭和5～15, 昭和16～21.

○神領村（1箱）



写真1 膨大な決算書綴



写真2 村議会関係文書など

1) 鳴門市撫養町立岩字七枚124番地

1. 明治17～大正9, 昭和9～21, 昭和14～20.

○下分上山村 (3箱)

1. 明治22～23, 明治32～34, 36, 37, 大正7～9, 昭和19～24, 昭和28～29.
2. 明治28～43, 昭和8～13.
3. 明治35, 36, 39, 明治40～43, 明治44～45, 大正2, 3, 15, 昭和2～7, 昭和10～12, 16.

○上分上山村 (1箱)

1. 大正5～8, 昭和3～5, 14, 20, 昭和27～28.

いずれも貴重な資料であるが、残念ながら通年でなく、年によっては欠落している。それぞれの村の事情やその年の状況によるものであろう。特に上分上山村の明治期がないのが惜まれる。

2. 三役の定義

今から110年前の明治22年(1889)10月1日、法律第1号として「市制町村制」が施行された。これによりそれまで大小区制^{*1}であった旧町村は、名実ともに新制度に定められた町や村として、組織や職制、権限などが確立された。近代的地方自治が発足したのである。

町村には戸長・副戸長に代わって町長や村長が執行機関としておかれ、その補助役として助役がおかれた。町村長および助役は、町村議会において町村公民中、年齢満30歳以上で選挙権を有する者から選ばれ、任期は4年、ともに名誉職であることを原則とした。しかもその選任は、県知事の許可を必要とした。町村長は議会を総理し、議長職をも兼ねて、町村自治全般にわたっての総括責任者となり、最高の権限を掌握した。従って名誉職にたいする謝礼の意味をこめ、その所得名を報酬と称した(表1)。

助役は、名誉職と常勤職の二通りあり、前者は非常勤で村長と同じく報酬制である。従って年俸制がとられた。後者は常勤であるため月俸制がとられた(表2)。従前からの不文律や村における人材の力関係など、諸般の事情により2人制度がとられたようである。次の条例は板野郡板東町(鳴門市大麻町)の助役に関する条例であるが、準

表1 村長の報酬(年額) ○印に数字は近似の年を表す。以下同じ

	阿野村	鬼籠野村	神領村	下分上山村	上分上山村
明治22年	100 [○]	○	90 [○]	○	○
25	100	78	90		
30	115	84	102	③ ² 114	
35	145	120	132	120	120
40	216	180	168	180	180
大正元	240	216	216	201	
5	240	240	216	216	204
10	600	228	288	312	⑬ ² 600
15		-	-	⑭ ² 600	-
昭和5		-	-	636	540
10	552	-	516	560	-
15	684	-	552	600	696
20	⑳ ² 1,560	㉒ ² 7,200	804	924	960
25	114,876	84,216	-	84,000	84,000
30	268,800	㉗ ² 146,400	255,600	-	222,000

表2 助役の報酬ならびに給料（年額）

	阿野村		鬼籠野村	神領村	下分上山村	上分上山村
	名誉	常勤				
明治22年	72 ^円	60 ^円	45 ^円	78 ^円	- ^円	- ^円
25	60	54	66	72	-	-
30	96		108	78	84	-
35	114	114	108	102	108	120
40	120		132	120	132	132
大正元年	144	-	160	168	144	-
5	156	-	204	168	168	168
10	504	-	-	240	288	552
15	564	-	-	-	552	-
昭和5	564	-	-	-	588	588
10	528	-	-	504	540	-
15	648	-	-	540	600	636
20	1,440	-	② 5,520	780	816	876
25	78,552	78,552	75,228	-	75,600	75,600
30	168,000		-	170,000	-	163,000

則により県下各村とも同じであるので、参考までにあげておく。

明治22年12月16日 内務省許可第79号 助役有給条例 板東村

第1条 本村ハ町村制第56条ニ依リ助役ヲ有給吏員トス

明治30年10月21日 内務省許可第100号 助役増員条例 板東村

第1条 本村ニ於イテ 村制第52条ノ但書ニ依リ助役定員ヲ2名トス

第2条 助役ノ席次ハ名誉職助役ヲ以テ上席トス

収入役は、町村長の推せんにより町村議会が選任する有給の吏員である。任期は4年で村の歳入歳出の記帳や、村有財産の管理の任にあたった。役場の1区画を占有して所定の席とし（それはあたかも商家の帳場の名残りを連想させた）、

金銭出納の掌に務めた。従って給与は月給制度がとられ、年俸制や報酬ではない。表3では月額給与を記すべきであるが、村長・助役給と比較しやすくするため、年額に換算して示した。

以上、村長、助役、収入役を三役と呼称した。

表3 収入役の給料（月給を年額に換算）

	阿野村	鬼籠野村	神領村	下分上山村	上分上山村
明治22年	84 ^円	- ^円	72 ^円	- ^円	- ^円
25	78	-	72	-	-
30	90	60	78	③ 96	-
35	102	96	102	96	108
40	120	-	120	126	144
45	-	-	168	156	-
大正5	168	-	168	156	168
10	480	192	252	252	① 516
15	540	-	-	516	-
昭和5	504	-	-	552	564
10	492	-	492	480	-
15	552	-	528	564	576
20	1,368	② 5,520	756	792	816
25	81,876	72,588	-	66,000	66,000
30	168,000	⑦ 106,800	138,600	-	146,000

3. 村議会と特別職

村議会は、住民意思の最高決定機関として村に関する一切の重要事項を議決する。案件は①条例の制定改廃、②歳入歳出予算、③決算報告の認定、④使用料・手数料、⑤村所有不動産の売買、⑥村にかかわる事業の認定、ほかである。構成は選挙により選出された議員による。当時の選挙は制限選挙で、満25歳以上の男子で直接国税や租税の納付者に選挙権が付与された。明治30年（1897）ごろより大正末期ごろまで、村によっては区長・参与・参事などの名誉職が任命され、年報酬が予算化された。大小区制の名残りが公認化されたものといえよう。上分上山村では大正初期より区長制度をとり、300円を予算化している。また参与一人分20円を5人分も予算化している。

参考までに現在は、新憲法下で定められた国家公務員法（昭和22年〔1947〕公布）の適用を受けない特別公務員、すなわち大臣・知事・裁判官・自衛官など、また地方公務員法（昭和22年公布）で議会の承認を受ける必要がある者、長・助役・収入役その他の行政委員を「特別職」としている（注：教育長は一般職の公務員）。

4. 職制・機構

役場には、村長以下三役がおかれ、職員として書記・給仕・使丁・小使・工夫などがおかれて給与はすべて月給制である。その他臨時的に雇などが配置され、日当という名の賃金が支給された。書記は村の中核職員で、村の規模により一人または複数の人員がおかれた。鬼籠野村では、明治時代は書記が一人で、戦後から合併（昭和30年）までに3人に増員されていた。三役と書記5名、それに給仕・小使の計10名が合併時の職員体制となっている。上分上山村では大正・昭和を通じて書記が3名で、昭和年代に入り技手（技術職）が3名採用され、村の土木行政に従事している。合併前の各村の職員数と組織・機構は大同小異のようである。

5. 三役給

三役給は、表1、2、3のとおりである。物価安定時には変化がほとんどないので一応5年ごとに抽出して表記する。基本となるデータは、各村の予算書による。本来ならば決算書によるべきであるが、様式が特別職として一括して印刷してあるので、具体的に個々の数字が不明で、やむをえず当初予算書によって調査した。空白は資料不明のものである。

参考までに旧村別人口規模（昭和30年3月31日合併直前）を表4に示す。

表4 旧村別人口規模（昭和30年3月31日合併直前における）

阿野村	鬼籠野村	神領村	下分上山村	上分上山村
6,310 [^]	1,979 [^]	3,838 [^]	3,492 [^]	4,579 [^]

6. 他の官員年俸と村長年俸との比較

現行法では、地方公共団体の特別職ならびに職員給与は公表することが義務づけられている。公示により一般住民の評価に待つ制度である。県知事・徳島市三役・阿野村長の年俸のそれぞれについて比較してみる^{*2}(表5)。

表5 他の官員年俸と村長年俸との比較

	阿野村長	県知事(3級)	徳島市長	同 助役	同収入役
明治30年	115 ^円	3,000 ^円	800 ^円	400 ^円	- ^円
40年	216	3,000	1,000	600	330
大正初期	240	-	1,000	650	350

物価と賃金とは切り離すことのできない相関関係にある。貨幣が使用されはじめて以来、その基準となるものは米であったといえる。藩政時代以来、米の消費量は一人当たり、1日5合の計算が通常のしきたりで、これが一人扶持といわれるものである。1年間の消費量は18斗2升5合で、明治28年(1895)の米価は1石(150kg)当たり8円88銭^{*3}であるから(表6)、年俸115円の村長は12石9斗5升取りの計算になる。下級武士^{*4}といったところか。知事は337石8斗取りとなるが、それでも上級とはいえない。しかし、知行120石取りの侍の場合、本人夫妻を含め下女、若党、道具持ち、ぞうり取り、挟箱持ち、門番など合わせて25名を養っていたというから、年間45石が消費される。これと比較すると、やはり知事もなれば実収は高いもの、といえよう。

表6 明治22年以降の米価(1石当たり)一覧表^{*5}

明治22年	6 ^円	大正7年	32.75 ^円	昭和14年	37.29 ^円
28	8.8	12	32.53	20	130.00
35	12.65	昭和元	37.39	25	6,160.00
38	12.85	5	25.60	30	9,630.00
大正元	20.96	11	30.69	35	9,755.00

終わりに神山町史編さん室および稲飯幸生氏の御協力に深謝します。

- * 1 明治5年(1872)10月1日、「太政官布告」達第146号をもって、大区に区長、小区に戸長・副戸長を置く大小区制が確立した。本県では12の大区と73の小区が定められた。神山分は第2大区で五つの小区となった。
- * 2 明治徳島県官員録職員録(昭和44年・岩村武勇)による。
- * 3 歴史読本(昭和49年・新人物往来社)
- * 4 稲垣史生「時代考証に必要なお金の知識」より
- * 5 4と同じ